

令和 2 年度(2020 年度)第 2 回環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和 2 年(2020 年)11 月 25 日(水曜日) 10 時 00 分から 11 時 41 分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟 2 階 予算決算委員会室

3 出席者 環境審議会委員 (14 名)

篠原	亮太	会長	高宮	正之	副会長
鳥居	修一	副会長	阿部	淳	委員
川越	保徳	委員	中田	晴彦	委員
原島	良成	委員	宮瀬	美津子	委員
小原	雅之	委員	阪本	恵子	委員
澤	克彦	委員	宮園	由紀代	委員
村山	勝年	委員			

※以下の委員はオンライン参加

張 代洲 委員

事務局 (12 名)

三島	健一	環境局長	本田	昌浩	環境推進部長
上妻	賢治	資源循環部長	池田	賀一	環境政策課長
兼平	進一	環境政策課副課長	吉田	香織	環境共生課長
永田	努	首席審議員兼水保全課長	近藤	芳樹	環境総合センター所長
山本	哲也	廃棄物計画課副課長	後藤	滋	環境施設課長
千原	直樹	ごみ減量推進課長	緒方	宏行	浄化対策課長

4 欠席者 環境審議会委員 (1 名)

泉 勇気 委員

5 次第

(1) 開会

- ・事務局挨拶
- ・配布資料の確認

(2) 議題

- ・審議事項 熊本市環境基本条例の改正について

① 前文

② 第6条関係（市の施策）

③ 第11条関係（指導等）

④ 第12条関係（あっせん、調停）

⑤ その他

(3) 閉会

6 配布資料

次第

資料 1-1 熊本市環境基本条例の見直しについて

資料 1-2 熊本市環境基本条例（検討資料）

資料 2 「熊本市環境基本条例（検討資料）（R2.11.6 付け「熊本市環境基本条例の改正について（照会）」）に対する各委員からの意見及び本市の対応方針

参考資料 1 条例見直し比較表

開 会

【事務局挨拶】

三島環境局長挨拶

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 15 人中 14 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 題

【審議事項 熊本市環境基本条例の改正について】

篠原 会長 それでは今日の議事を進める。次第の議題について 5 項目準備されている。項目ごとに事務局から説明を受け、その項目について皆さんから意見をいただいて進めていきたい。それでは①の前文について、事務局からの説明を求める。

池田 環境政策課長 環境基本条例の改正にあたっては、前回の審議会でお示した骨子案におけるポイントと委員意見を踏まえ条例の見直しを検討し、資料 1-1 のとおり整理している。見直しの条例全体は資料 1-2 の溶け込み版と見え消し版で確認いただきたい。

まず、前文について説明させていただく前に、今後の予定でご報告がある。時期は未定であるが、あと 2 回程度の会議の中で取りまとめさせていただきたいと考えているところである。

① 前文

池田 環境政策課長

(資料 1-1、1-2 の前文について説明)

篠原 会長 基本条例の根幹となる前文であるので、十分に皆さんからご意見いただきたい。皆さんのご意見もかなり盛り込まれている。

歴史・背景、課題、責務・決意、基本理念、こういう流れでよろしいかどうか。また、各パラグラフの連携がうまくいっているか、それと文言におかしいところはないか、違和感はないか。前文のため、途中で意見が出ると非常に困るので、なるべく早いうちに前文については皆さんの意見をお伺いしたい。

村山 委員 熊本市には大々的に政令指定都市の中でも水の豊かさ、日本一素敵なものが十分あると思う。前文のところで、熊本の素晴らしさといった、「日本一」や「世界一」が妥当か分からないが、そういった熊本を誇るような文言が欲しいと思う。

篠原 会長 事務局としてはどうか。私の意見であるが、今の提案については、現状は日本一ということかもしれないが、何をもって日本一なのか、水質なのか水量なのか、水質が良いところは他にもたくさんある。気持ちはよくわかるが、地下水条例には書いてあるかもしれないが、記載したあとに、実は日本一ではなかったということが分かっているのを危惧する。

池田 環境政策課長 資料 2 の 7 ページの No.1 に記載しているが、地下水保全条例ではかけがえのない資源と謳っているところであり、環境総合計画の中で、こういった言葉を入れるのかを検討させていただいて記載したい。

篠原 会長 環境総合計画の中に盛り込んではどうだろうかとの意見に対して、それで良ければそのようにしたい。基本条例であるから、10 年で見直すという規定があったとしても未確定的なことを書くともずいと思っている。

澤 委員 基本条例ということで、ここに様々な個別条例や計画がつながってくると思うが、SDGs の考え方が浸透していくような、また入口を担うような位置づけとしてどう整理するのかという点の問題意識があった。福祉や農業に SDGs に関する考え方が入っていくときに大きな参考として、環境基本条例が見られるということで、そこを意識していただきたい。

篠原 会長 澤委員から出た意見はこのままで良い、ということによろしいか。

澤 委員 他の委員からの科学的な視点も必要と考える。

篠原 会長 SDGs という言葉自体は入っていないが、SDGs に関しては前文の中に入っていると思う。今後 10 年で SDGs も変わっていくような気がする。変わっていくものは環境総合計画の中に入れて、条例には変わらないものを入れるということでいかがか。

村山 委員 いろんな意見をお聞きして承知した。

篠原 会長 外にご意見は。

原島 委員 私が出した意見は、事務局において適切に反映していただいたと思う。資料 1-2（溶け込み）について、どこに句点を打つのかという意見がある。

前文は格調高く印象的に述べる必要があると思う。日本国憲法も口調について、ずいぶん議論して制定されたと聞いている。

決意・責務の段落で「わたしたち熊本市民はこれまで、様々な」・・・とあるが、「わたしたち熊本市民は、これまで様々な」として、わたしたち熊本市民という主語を強調するのが適切である。

「将来を見据え、長期的に」は「将来を見据え長期的に」が良いと思う。

また、基本理念の最初に「ここに」とあるが、「ここに」は「確認し」にかかるので、「ここに全ての市民が・・・」とした方がよろしいかと思う。日本国憲法を参考にそのようにした方が良いと思う。

篠原 会長 大変的確なご意見であると思う。句点の打ち方で文章の意味が変わってくる。法制の方で見直しもあると思うが、事務局のほうで汲んで修正いただきたい。

前文について他にご意見なければ、次に進む。②の第 6 条、市の施策について事務局から説明を求める。

② 第 6 条関係（市の施策）

池田 環境政策課長

（資料 1-1、1-2 の②の第 6 条関係について説明）

篠原 会長 第 6 条は 6 項目に分けて記載されている。だぶりや違う項目に入れた方が良い、この文言で良いかどうか、その他あれば。

私の方から 1 つだけ。4 号の生物多様性の持続的な「利用」というのが引っかかる。「活用」ではどうだろうか。活用は相互利害、ウィンウィンの関係にあるが、利用はただ使うだけという使い分けを私はしているが、いかがだろうか。その他あれば。

小原 委員 第 5 号の、「廃棄物の発生抑制、適正なごみ処理の実施」とあるが、「廃棄物の発生抑制と適正処理」などとして、ごみと書かなくても廃棄物と分かるのではないか。廃棄物とごみの使い分けをしているのか。

三島 環境局長 廃棄物とごみという言葉に特段の意図をもって使い分けをしているものではないので、あくまで廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）上の廃棄物という概念で、中途半端にごみという言葉を使うと混乱する。「廃棄物等」と「等」を

入れるかどうかも含めて言葉の整理をさせていただきたい。

篠原 会長 「等」はむやみに使わないでもらいたい。廃棄物等となると、他に何があるのだという話しになる。ごみと廃棄物は同義語であると思うので、どのような文言が適切か事務局で検討して訂正してもらいたい。

川越 委員 第4号について、生物多様性の持続的な利用について、利用も活用も意味がよく分らない。生物多様性の持続的な利用という文言をここに入れた意味は何なのか。具体的にイメージができない。

前文の課題の部分で、「ここ数十年・・・野生生物の種の減少」とあるが、ここが引っ掛かっていた。生物多様性の持続的な維持、保全や、前文の野生生物の種の減少という表現が非常に微妙で、色んな含みがあると思う。

本来、自然は自然に任せるべきであるが、搾取によって在来種が減少したという話がある。特に生態系の専門家は。前文は単純に「野生生物の種の減少」と言っているのかどうか。ここにむしろソフトな生物多様性という言葉を使ってもよかったのではないかなと。

第4号で、生物多様性の保全は意味が分かるが、生物多様性の持続的な利用は意味が分らない。省いても良いと思うし、もっと意味が分かる言葉にした方が良いのではないかなと思う。

篠原 会長 事務局の即答は難しいと思うが、何か意見だけでも貰いたい。

池田 環境政策課長 修正したいと思う。

張 委員 第6号の地球温暖化防止は大きなスケールであり、熊本市、熊本市民としても、まず身の回りの環境である、大気分野である、大気汚染を。最近ではPM2.5であるが、ここ8年のデータを見るとPM2.5は解決傾向にある。PM2.5を抑えたら、次に出てくるのは光化学スモッグである。

「地球温暖化の防止」と「気候変動影響への適応」の間に「光化学スモッグ」もしくは「大気汚染」という、市民の身の回りの大気環境の問題を書いた方が良いと思う。

ここには地球規模のことしか書いてないので、熊本市が努力できること、対応できる問題も書いた方が良く考える。

池田 環境政策課長 大気汚染は第6号に記載という話だったが、これまで第1号の公害の防止に含めるという整理をしていたところ。

篠原 会長 第1号の公害の防止に入っているという説明だったが、それで了解されるか。

張 委員 しっかり読んでまたコメントしたい。

中田 委員 第6条の市の施策について、前文の課題に記載されていることが反映されるべきであると考えている。

第4、5、6号の並びだが、前文では地球温暖化、野生生物の種の減少、これは生物多様性のことだと思うが、その次に脱炭素というキーワードが順に書いてある。

第6条では、最初に地球温暖化があつて、生物多様性、資源の循環、エネルギーの有効活用の順番が課題に合っていて良いと思う。

第1、2号は前文の課題の1、2行目くらいまでで分かると思うが、第3項の伝統的建造物の保存や文化活動というものが、前文の課題では、市の施策にするだけの理由付けが見えてこない印象がある。

第3号を削除せよとは思っていない。第3号が反映するような前文の記載をして欲しい。

池田 環境政策課長 第4、5、6号の並びであるが、前文の整合性よりも、テーマの大きさ順として生物多様性、循環型社会、地球温暖化の順で整理していた。これは委員意見を踏まえ、改めて整理したい。

第3号の文言であるが、前文を踏まえての施策が第6条に出てくるものであるが、良好な環境の確保に関する施策という大きな括りの中で、位置づけをしていた経緯がある。

生物多様性の持続的な利用については、あらためて検討させていただく。

高宮 委員 前文の課題の、野生生物の種の減少となると限定的すぎるので、川越委員からの質問に対し「生物多様性の損失」などとした方が分かりやすいと思った。

生物多様性の持続的な活用とは、まさにその通りだと思うが、そのバックにあるのは生物多様性がもたらす恩恵があつて、私は生物多様性の持続的な利用に関する文言を削除せずにこのまま用いて良いと思う。「生物多様性の恵みに対する持続的な活用」とすると分かりやすいのではないかと思う。

事務局 生物多様性の持続的な利用という文言を利用した経緯であるが、生物多様性基本法で生物多様性の保全と、生物多様性の持続可能な利用という文言が用いられているため、今回は利用という文言を用いた。

篠原 会長 出典は理解した。この環境基本条例は熊本市に即したものでなければなら

ないと思う。法律の文言を、どれだけ熊本市のものにできるかどうか。法律の引き写しではなく、熊本市に即したような文言に変えたほうが良い。事務局の意図は理解した。

池田 環境政策課長 前文の野生生物の種の減少の文言の置き換えと、第 4 号の文言は、再度整理して改めて検討したいと思う。

篠原 会長 これも市への宿題ということでよろしくをお願いしたい。

阿部委員 第 5 号について、エネルギーの有効利用について、具体的にどのようなものをイメージされているのか。節電等で既存のエネルギーを長く使うということなのか。それともそれに加え、再エネもやっていこうということなのか。資料の 1-2 を見ると第 5 号に SDGs のゴール 7 のアイコンがない理由もわからない。

池田 環境政策課長 非常に包括的な話であり、温暖化防止のための単なるエコ活動ではなく、色んな事業や取組をしているところ。2050 年の温室効果ガス実質ゼロに向けて、近隣の市町村も含め事業として取り組んでいく。

篠原 会長 質問と答えのずれがあったように思う。エネルギーとは、既存のエネルギーの省エネと、未利用の再生可能エネルギーも含むということか。

阿部 委員 既存の電気とかガソリンとか既存のものだけを節約することを念頭に置いているのか、例えば太陽熱とか太陽光発電とかそういったものも含めて使っていこうということなのか、ということ。

池田 環境政策課長 エネルギーの有効活用ということで、省エネ、創エネなど幅広い、エネルギーの有効活用として考えている。

阿部 委員 新しいエネルギー資源を使うのであれば、エネルギー資源の有効利用が良いと思う。

篠原 会長 エネルギー資源の有効利用でどうだろうかという意見である。

池田 環境政策課長 整理させていただく。

篠原 会長 検討していただきたい。

宮瀬 委員 張委員から大気汚染について意見があった。昨今は市民の関心も高い。お答えとして、第1号の公害の防止に含んでいるということであったが、どちらかというと、国境を越えたような大気汚染もあるので、第6号に事例的に入れておいた方が、地球規模の問題であるという意識付けにもなるし、いいかなと思った。

条例制定当時はオゾン層の保護も大変話題になっていたが、現在はオゾン層の保護というよりも、地球温暖化や大気汚染、マイクロプラスチックなども考えると海洋の汚染などもあると思う。

SDGs アイコンで14が記載されているが、直接的な関連が現状では見えないので記載した方が良い。

第2号に河川はあるが、熊本市には有明海もあるし、連携を考えると天草の海の恵みという大事な資源があるので、海洋の保全もどこかに入れた方が良い。

篠原 会長 海洋が抜けているということ。海洋プラスチック汚染は地球規模の問題でもあるが、地域から出されたものであるから、地域の課題でもある。

これはきっちりと入れておく必要がある。マイクロプラスチックまで入れなくても、海洋プラスチック汚染の話の中で、マイクロプラスチックの話が出てくるので、大きな意味で海洋プラスチック汚染と入れてよろしいかと思う。私も同感、賛成である。

第5号に入れるか、第6号に入れるか。事務局の意見はあるか。

池田 環境政策課長 整理して検討したい。

鳥居 委員 第4号と第6号について、「その他自然共生社会の構築に関すること」や「その他地球環境の保全に関すること」となっている。その前にある、いくつかの項目が大きな項目で、それ以外が「その他」に含まれると思う。

どこまでが大きな項目で、それ以外をその他にするという整理というものはあるのか。

篠原 会長 全項目の最後に「その他」とついている。それについてどう整理するか。

池田 環境政策課長 「その他」について、具体的に列記したものの以外でという意図で記載している。どこまでを列記するかを改めて整理したい。

宮園 委員 消費という面から、第5号になると思うが、環境に配慮した製品の普及に努めるか、使うように努めるか、行政も市民もそのような商品を使うということをどこかに入れておくと、市民も具体的行動がし易いのではと思う。

池田 環境政策課長 資源の循環的な利用の中に大きくは含んでいる。さらに個別の具

体的な取組となれば、環境総合計画の段階で、市民の皆さんが行動に結びつくような整理を考えているところ。

篠原 会長 環境総合計画の方で落とし込んでいくということで。

原島 委員 青少年の健全育成が削られている。これは重要な体制であると思うが、これは審議会として削除するかどうか議論すべきである。

京都市は性風俗営業の広告や案内所を規制するというのが条例で行われたりして、青少年の健全な育成、善良の風俗を一つの環境として捉えるということもできると思う。

現行条例にあるものを削るのであるから、審議会で議論して明確な意思を示すべき。

池田 環境政策課長 削除したのは、青少年の健全育成は、これまで環境総合計画にも記載がなかったということなどから、削除する整理としている。委員から残した方が良いという意見が出れば残していきたい。

澤 委員 公害などといった生活環境の中の青少年の健全育成は幅が広く、都市景観に入ってくるのかと思った。青少年の健全育成ということだけを考えると、青少年に限らず、第8条の環境教育に、若者に限らず人材育成で拾えるのではと思った。

原島 委員 ゲームセンター、ラブホテル、パチンコ店の規制条例を持っている自治体もあるが、そこは青少年の健全育成という趣旨を持っている。今話題なのは、そういう都市景観的な意味合いが強いのかなと思うところ。

篠原 会長 外すということについては、皆さん異論なければ、外してもよいと思うが。事務局の提案を受け入れてよろしいか。

(異論なし)

篠原 会長 それではそのようにさせていただく。他になれば続いて、③の指導について事務局の説明を求める。

③ 第11条関係（指導等）

池田 環境政策課長

(資料1-1、1-2の③の第11条関係について説明)

削除という意見も出ている。その意見に対する市の見解として、具体的にどうするかは市内部の整理ができていないので、改めて進めさせていただきたい。重ねていろんな

意見を頂戴したい。

篠原 会長 削除についてはちゃんとした議論が必要である。審議会の中でコンセンサスを得る必要がある。

原島 委員 法律の立場からすると、行政指導は法律や条例に根拠がなくとも基本的には随時できる。その代わり実効性の確保が容易ではなく、相手方が応じない場合は仕方がないものであった。

また、自治体で行政指導が乱発される状況になり、これは事業者側からしても命令や処分ではなく、行政指導であれば、どうしてもということであれば聞かなければいいし、自治体側からしても処分まで出すのは大変だが、指導することできちんと対応しているよということをアピールできる。香川の豊島の産廃事件は指導を十何年続けて、多量の産廃が島に埋められていたというのがよく知られているところ。

このように行政指導はただ条文にするだけでは、そもそもあまり意味はなく、指導勧告に従わなかったら氏名を公表するといったものが無ければ意味はない。

環境基本条例は非常に総括的な条例であるので、そこまでやるには書きぶりがどうしても曖昧、広範になるので個別の条例に委ねることとしてはどうかと思っている。

どうしてもなくさなくてはならないものではないが、整理としては美しくないし、環境政策課としてもこれに基づく指導要請があった場合に、環境政策課でどうするのか困ることになるのではと思った次第である。

小原 委員 規定するかしないかは決めようだとは思いますが、県の条例には入っていない状況である。原島委員からもあったが行政指導をどこまでやるかということは、市民の立場からすれば色々な苦情があったときにやっていただきたいとは思いますが、根拠がないと曖昧になってしまう。個別の条例や事業で対応した方が良い気はする。

篠原 会長 異論があるということであればご意見伺うが、なければ削除していくという方向で審議会として結論してよろしいか。

(異論なし)

会長 指導やそのような文言は環境基本条例から外していくということで。

続けて、④のあっせん、調停について事務局の説明を求める。

④ 第12条関係（あっせん、調停）

池田 環境政策課長

(資料1-1、1-2の④の第12条関係について説明)

削除という意見も出ている。その意見に対する市の見解として、具体的にどうするかは市内部の整理ができていないので、改めて進めさせていただきたい。重ねていろんな意見を頂戴したい。

宮園 委員 ADR について関心があるので、少し気になる点がある。私自身はできれば存在してほしいと願っている。確かに民事訴訟、少額訴訟、県弁護士会による ADR、皆頑張っているが、市民にとっては県弁護士会による ADR はまだハードルが高い。

災害 ADR になると無料で行うなど、合意が成立しなければお金がかからない制度がある。

県弁護士会では、災害 ADR はハードルを低く、ほぼ無料で使用できる仕組みがあるが、環境紛争に関しては、ほぼ無料でできるような ADR はない。

専門家もまだ少ないと思う。少額訴訟はさらにハードルが高い。そういった現状では、今のところは市民に利用し易いものがあつた方が良くと思う。

ただ、ADR は強制されるものではなく、参加も自主的なものであり、そういった場で当事者が話しをしながら、公平中立な第三者が入って話す。参加しないのも自由である。そのため、案の第 12 条第 3 項で「参加に努めなければならない」や、第 4 項で「解決に努めなければならない」というのは ADR をやっている者からすれば、違和感があり、ADR の本質とはだいぶ違うように感じる。

池田 環境政策課長 双方の主体的な参加を前提に取組を ADR ではされているということであるので、私達はそこに問題を感じており、ここで実効性が保てないということ踏まえて条文を追加したところ。

これまでの条文は ADR の趣旨に近かったと思うが、一方で行政が間に入るということで、中立の立場もあるが、何らかの解決を目指さなければならないということで、一定程度の、拘束まではいかないが、努力規定を設けたところ。

整理については、個別の条文の作用、働きについても勉強しながら、一方で市民の課題が解決できるかということについて、再度検討したい。

原島 委員 いきなり無くせというのは乱暴な意見なのかもしれないが、あつせん調停にどういう存在意義があるのかということ。

公害に関しては公害紛争処理法があり、無料で手続きが充実している。

「あそこの商店は遅くまで営業して電気を無駄遣いしている」とか「隣の家が水を無駄遣いしている」とかそういったものまで紛争に含むのかというのは、条文を読んだときに気になった。

どこまで含むかは規則委任だということだが、どうせ作るなら、公害紛争処理法を参考に、どういう人が委員になって、どういう手続きを進めるかなど全部法律本則に書い

である。対象範囲が基本条例では広すぎる。

現在の環境紛争調整委員会が意義のあるものであるということならば、本腰を入れてあらたに条例を定めるべきであると思う。

基本条例に簡単に入れて規則委任では、違和感があったということである。

民々紛争、私人間の紛争に、役所が関わる紛争であれば、つまりあそこの家や事業所に指導してほしいとか処分してほしいということがあったときに、熊本市はオンブズマン条例を持っており、熊本市の不作為にかかる行政活動について無料でチェックを受けることができる。オンブズマンに苦情の訴えがあったとしたら、純粋な民々紛争になぜ市役所がでてくるのというところになると思う。

もう少し見やすい形でこんな実例があるとか、やっぱり存在意義があるという説明があるとすごくわかりやすいと思う。

池田 環境政策課長 いろんな面から、法のことや条文の立て付けも含めて色々ご心配もいただきながらご意見をいただいたと思う。再度検討してまいりたい。

篠原 会長 この件に関しては宿題となったため、十分検討してほしい。続けて、⑤のその他について事務局の説明を求める。

⑤ その他

池田 環境政策課長

(資料 1-1、1-2 の⑤のその他について説明)

篠原 会長 見直しの内容について説明をいただいた。この中で何か気になることがあれば。

村山 委員 第9条について。前提として市民層が率先して市民からの自発的な行動を促す文言をどこかに挿入すべきではなかろうか。

行政と市民が一体となって、市民をその気にさせて、それに対する行政の指導や支援、という文言に変えるべきであると思う。

篠原 会長 この文言は不完全ということか。

村山 委員 うまく読み取れない。市民等が施策を出したら、行政が市民等を指導、支援すると読める。

篠原 会長 市民の積極的、自発的な参画、協働について、何か市としてないか。

池田 環境政策課長 第 1 回の意見をもとに、市民等の参画及び協働という項目を新たに追加している。

村山 委員 趣旨は私の意見とまったく同じである。条文中の「必要な措置」というものが、具体的に言えば行政による技術的指導や助言などということと理解した。これでよろしいか。

池田 環境政策課長 その通りである。

川越 委員 第 11 条と第 12 条はずっと引っかかっていて、12 条は検討されるということであれば、もう一度 11 条も検討しても良いと思う。

環境の部署が一番生活に関わっている。法律云々という話もあるが、市民は法律の専門家ではない。生活環境について市民がまず相談するところは環境部署になる。市民は自然環境や生活環境に影響があるものに行政が入らないのは一市民として違和感がある。ここは十分に検討してほしい。

11 条や 12 条は全部を排除するのではなく、指導まで行かなくても、助言で解決するかもしれない。市民の相談窓口として、地に足をついた市民側に立った時にどうだという視点で検討していただきたい。

三島 環境局長 第 11 条について内部でも議論しているところで、事務局案で削除としてお示ししたものではない。昭和 63 年に制定されたのちに、かなり法整備が進み、現時点ではこの条例によらない根拠規定に基づく様々な指導等がなされているものと理解している。

原島委員のご意見は、他の根拠規定があるから、曖昧な環境基本条例の規定を根拠に指導をするのはいかなものかというご趣旨であると理解している。

条例はこの規定を削除するということであれば、市民の皆様に大きな意味のあるものとして昭和 63 年当時に制定されたものを削除するという、大きな事柄であるので、委員ご指摘のとおり若干慎重に、先ほど申し上げた、個別の根拠規定にどのようなものがあってどの程度きちんと機能するということを調べた上で、基本条例に必要なのか、それとも個別の根拠規定で指導が十分できるので基本条例には要らないという判断をするために、もう一度内部的に整理をさせていただいた上でお示しさせていただきたいと考えている。

篠原 会長 先ほど指導の条項は削除ということで私は取りまとめを行ったが、局長の発言があったので、第 11 条の指導の項目については事務局として検討していただきたい

い。

また、川越委員のご意見もあったので、第 11 条、第 12 条は事務局で精査のうえ、再度審議会で審査するということにしたい。

宮園 委員 第 11 条と第 12 条は私もずっと引っかかっていたので、川越委員の意見に賛同した。消費者センターに勤務しており、そういった紛争は消費者相談にたくさんあるが、消費者センターでは解決できるものではないので、お話を長い時間聞いたうえで熊本市の部署を紹介することが多い。また、助言で解決するということはあると思う。指導等の条文に助言も書いてあるが、少し検討が必要だと思う。

第 12 条の第 3 項、第 4 項について、決裂も多いということでご苦労されていることと思うが、熊本県の災害 ADR、県弁護士会が、両者がうまく参加できるように、申し立てサポートなどがある。そういったものを参考にしようだろうか。

篠原 会長 少し話しが戻ったが、第 11 条と第 12 条については、再度事務局で、他の事例を参考にしながら検討することをお願いしたい。

⑤のその他の部分についてはこれでよろしいか。今日は一つ一つ説明はなかったが、もし何かあれば個別で結構であるから事務局へご意見を出してもらいたい。

全体を通して他にはないか。

澤 委員 資料 2 の審議会で議論するものとして、環境影響評価について、前回の審議会ではだいぶ時間を割いて議論があったが、検討している段階であるので暫くお時間をいただきたいとのことで、予防原則とまで大げさに言うものではないが、起こる前に何か手を打っておくことで、第 11 条や第 12 条をどうするかの前段階で手を打っておくことで生きるものということで、起こったらどうしようということとはなかなかしにくいのではないだろうか。環境影響評価に対する考え方と関係して第 11 条と第 12 条の整理がいるのかなと。現状の方向性について伺いたい。

池田 環境政策課長 環境影響評価については、様々なご意見をいただいている。仕組みであるとか、実際に取り扱った事例の整理をしており、今日は具体的な方向性はお示しできなかった。

十分事務局としては受け止めているので、整理したうえで改めてお示ししたい。

篠原 会長 次回までには環境影響評価はどうするかお示ししてほしい。条項を入れるのかどうかも含めて検討していただきたい。あと 2 回という話しが冒頭出たが、あと 2 回で終わるのか不安であるが、たくさん情報を集めて早い時期で改正案を委員に早めに提示するよう努力していただきたい。

終 了

篠原 会長 これを持って令和 2 年度第 2 回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返しする。

事務局 議事録を作成して後日委員に確認をいただきたい。前回の審議会で報告すると申し上げていた緑の基本計画等の報告事項については、条例の審議が多かったため、次回以降で報告したい。

以 上